

「児童福祉行政指導監査の実施について」(通知)

新	旧
児 発 第 4 7 1 号 平成12年4月25日 【第1次改正】平成15年4月1日 雇児発第 0401010 号 【第2次改正】平成21年4月1日 雇児発第 0401002 号 【第3次改正】平成23年9月30日 雇児発 0930 第11号 【第4次改正】平成28年10月24日 雇児発 1024 第1号 【第5次改正】平成29年8月9日 子発 0809 第3号 【第6次改正】令和3年7月9日 子発 0709 第1号 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生省児童家庭局長 児童福祉行政指導監査の実施について(通知) 児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。	児 発 第 4 7 1 号 平成12年4月25日 【第1次改正】平成15年4月1日 雇児発第 0401010 号 【第2次改正】平成21年4月1日 雇児発第 0401002 号 【第3次改正】平成23年9月30日 雇児発 0930 第11号 【第4次改正】平成28年10月24日 雇児発 1024 第1号 【第5次改正】平成29年8月9日 子発 0809 第3号 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生省児童家庭局長 児童福祉行政指導監査の実施について(通知) 児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。

については、別紙のとおり地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を改め、平成１２年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管内児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（雇用均等・児童家庭局所管施設及び里親をいう。以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いする。 なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。 おって、平成１０年３月３１日児発第２５０号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成１０年３月３１日児企第１４号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。 １ 児童相談所及び都道府県の設置する福祉事務所に対する指導監査については、都道府県の監査委員事務局等監査を担当する部局との協力等の下に、児童福祉行政が適正に執行されるようこの通知の定めるところに準じて実施するようお願いする。 ２ 福祉事務所等に指導監査の権限を委任している都道府県においては、指導監査の統一の実施を確保するため監査の実施方針、実施方法及び監査項目等について当該委任機関に対し指導の徹底を図るとともに、十分な連携の下での指導監査をお願いする。	については、別紙のとおり地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を改め、平成１２年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管内児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（雇用均等・児童家庭局所管施設及び里親をいう。以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いする。 なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。 おって、平成１０年３月３１日児発第２５０号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成１０年３月３１日児企第１４号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。 １ 児童相談所及び都道府県の設置する福祉事務所に対する指導監査については、都道府県の監査委員事務局等監査を担当する部局との協力等の下に、児童福祉行政が適正に執行されるようこの通知の定めるところに準じて実施するようお願いする。 ２ 福祉事務所等に指導監査の権限を委任している都道府県においては、指導監査の統一の実施を確保するため監査の実施方針、実施方法及び監査項目等について当該委任機関に対し指導の徹底を図るとともに、十分な連携の下での指導監査をお願いする。
別紙 児童福祉行政指導監査実施要綱 １ （略） ２ 用語の意義 この通知における用語の意義は、それぞれ次の通りとする。	別紙 児童福祉行政指導監査実施要綱 １ （略） ２ 用語の意義 この通知における用語の意義は、それぞれ次の通りとする。

(1) (略) (2)「児童福祉施設」とは、<u>子ども家庭局所管施設</u>、小規模型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者及び里親をいう。 (3)、(4) (略) (5)「実施機関」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条から第24条までに定める助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施を行う市町村並びに<u>児童扶養手当法</u>（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。	(1) (略) (2)「児童福祉施設」とは、<u>雇用均等・児童家庭局所管施設</u>、小規模型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者及び里親をいう。 (3)、(4) (略) (5)「実施機関」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条から第24条までに定める助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施を行う市町村並びに<u>児童手当法</u>による児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。												
別紙1 児童福祉行政指導監査事項 1 市町村児童福祉行政指導監査事項 (略) 2 施設指導監査事項 (1) 社会福祉施設共通事項 (略) (2) 児童福祉施設事項	別紙1 児童福祉行政指導監査事項 1 市町村児童福祉行政指導監査事項 (略) 2 施設指導監査事項 (1) 社会福祉施設共通事項 (略) (2) 児童福祉施設事項												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主眼事項</th><th>着 眼 点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 適切な入所者支援の確保</td><td></td></tr> <tr> <td>1 入所者支援の充実</td><td> [児童入所施設] (略) [保育所] (1)～(4) (略) (5) 事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 <u>特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じている</u> </td></tr> </tbody> </table>	主眼事項	着 眼 点	第1 適切な入所者支援の確保		1 入所者支援の充実	[児童入所施設] (略) [保育所] (1)～(4) (略) (5) 事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 <u>特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じている</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主眼事項</th><th>着 眼 点</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 適切な入所者支援の確保</td><td></td></tr> <tr> <td>1 入所者支援の充実</td><td> [児童入所施設] (略) [保育所] (1)～(4) (略) (5) 事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 <u>(新設)</u> </td></tr> </tbody> </table>	主眼事項	着 眼 点	第1 適切な入所者支援の確保		1 入所者支援の充実	[児童入所施設] (略) [保育所] (1)～(4) (略) (5) 事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 <u>(新設)</u>
主眼事項	着 眼 点												
第1 適切な入所者支援の確保													
1 入所者支援の充実	[児童入所施設] (略) [保育所] (1)～(4) (略) (5) 事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 <u>特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じている</u>												
主眼事項	着 眼 点												
第1 適切な入所者支援の確保													
1 入所者支援の充実	[児童入所施設] (略) [保育所] (1)～(4) (略) (5) 事故発生の防止のための指針の整備等、事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 <u>(新設)</u>												

		か。 ア 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。 イ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 ウ 児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 エ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。 オ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。 カ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。 (6) 障害児を含め、入所児童に対する虐待やその心身に有害な影響を与える行為の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。 (7) 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。			(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (6) 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。	
--	--	--	--	--	--	--

第 2 児 童 福 祉 施 設 運営の適正実施の確保 (略)		第 2 児 童 福 祉 施 設 運営の適正実施の確保 (略)	
別紙 2 児童扶養手当支給事務指導監査事項		別紙 2 児童扶養手当支給事務指導監査事項	
(略)		(略)	